

介護タクシーも タクシー券が利用できる

利用対象者に該当する方は是非ご利用ください！



(高齢者等移送支援サービス事業) ようになります

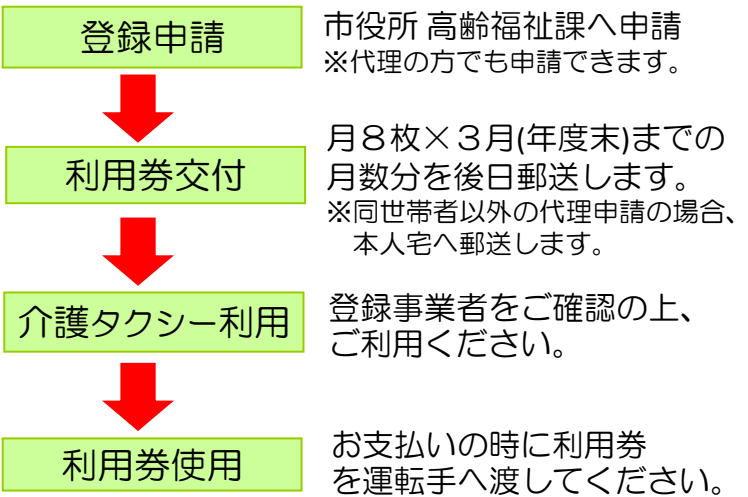
<利用対象者>

・稲敷市に住所を有し、かつ車いす又はストレッチャーを使用しなければ外出が困難で下記に該当する方。

- ① 要介護認定者で歩行ができない方
- ② 身体障害者手帳に1級、2級又は3級と記載されている歩行のできない方



<利用方法>



<介護タクシー利用券の利用、助成金額について>

- ・利用券は、1回乗車につき1枚使用できます。
- ・本人のみ利用できます。(家族や他人への譲渡不可)
- ・1回乗車で最高700円を助成しますが、利用者も最低300円は自己負担となります。

乗車運賃1,000円未満の場合・・・利用者負担：300円
助成額(運賃-300円)

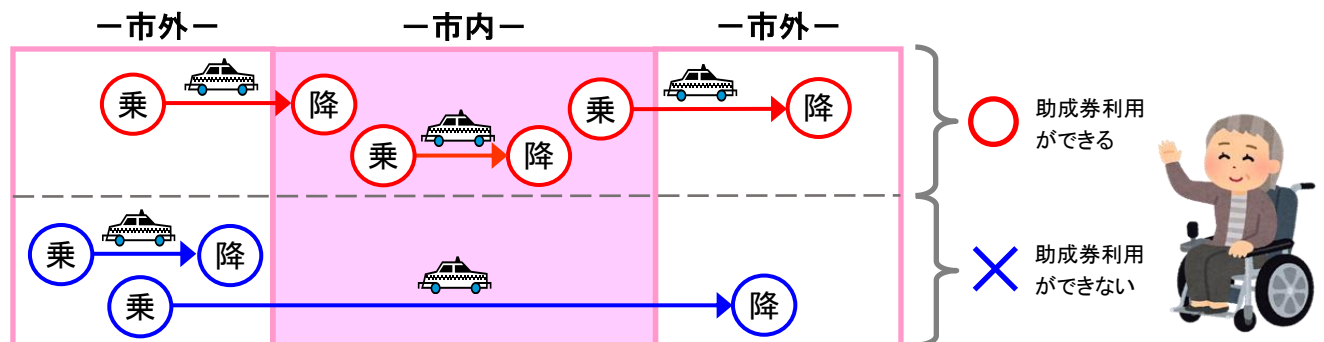
乗車運賃1,000円以上の場合・・・利用者負担：運賃-700円
助成額(700円)



⚠️ ご注意ください! ⚠️

- ※紛失やタクシー券をすべて使用した場合は、**原則として再発行(追加発行)はできません。**
- ※介護タクシー利用券とタクシー券(地域交通利用券)の**両方を交付することはできません。**
- ※介護タクシー利用券は、**タクシー券(地域交通利用券)として利用することはできません。**
- ※介護タクシー利用券には、券右側に **介** マークが入ります。

<利用できる区間> 乗降場所のいずれかが市内であること。



※ 登録事業者については、稲敷市高齢福祉課にお問合せ下さい。
☎ 029-892-2000(代表)

